

故ないしリスクに要介護状態が含まれるのか、という点である。順に検討したい。

まず、連邦憲法裁判所は、基本法3条1項の一般平等原則が立法者に、常に公正さの思考にそって本質的に同じものを恣意的に異なるように扱うことだけではなく、本質的に異なるものを恣意的に同じように扱うことも禁じていることを判示してきた<sup>156</sup>。さらに、連邦憲法裁判所の審査は、異なる取り扱いが憲法上正当化可能であるのか否かを判断する際に、当事者が異なる取り扱いにより影響をうけるのはどの程度の強さ(Intensität)であるのか、という基準により区別している。侵害は、次の場合に大きくなるという。1つに、異なる扱いの基準が基本法3条3項(性、出自、民族、言語などによる不利益の禁止)にかかわる場合、2つに、異なる扱いの基準に当事者が影響を及ぼす可能性が低い場合、3つに、異なる扱いが基本法上保護された自由の遂行を困難にする場合である<sup>157</sup>。そして、異なる扱いによる侵害の程度が小さい場合には、連邦憲法裁判所は、平等要請を「恣意の禁止」として理解している。一般平等原則の審査では「恣意の禁止」に該当するのか否かがその対象となり、これが肯定されるのは区別の非合理性が明らかである場合に限られる<sup>158</sup>(「明白性のコントロール」という)。異なる扱いに何らかの正当化理由があれば、それは恣意的ではなく、正当化可能であると判断される。他方で、侵害可能性が高い場合には、単なる恣意の禁止ではなく、重大な合理的理由がなく異なる取り扱いをすることを禁止するものとして一般平等原則が理解されている<sup>159</sup>。この場合には、次のような比例審査が求められる。すなわち、異なる扱いが、合法的目的を追求するものであり、この目的の達成に適性があり、かつ必然的であり、さらに目的の価値と適合した比例性がある場合という比例審査を経て、加えて、合理的理由があることによりはじめて異なる扱いが許容されるということになる。比例審査のなかでも注目されたのは、異なる扱いが正当な目的の追求によるものか否かを審査するにあたり、連邦憲法裁判所がつぎのように定式化していることである。すなわち、二つのグループに異なる取り扱いを正当化できるような性質と程度(Art und Gewicht)に相違がないにもかかわらず、国家が規範名宛人の一方のグループを別の規範名宛人と異なる取り扱いをする場合には、3条1項に違反すると定式化している<sup>160</sup>。

これを踏まえて、被用者保険法適用除外者を雇用する使用者に保険料負担を課す規定が基本法3条1項の平等原理に違反するのかを検討したい。

使用者の保険料負担に厳格な審査がもとめられるのだろうか。厳格な審査が必要になるのは、社会保険の負担を使用者に課すことで自由権の保護領域を侵害する場合である<sup>161</sup>。社会保険料の負担は、使用者の職業の遂行にかかわるわけでもなく、また客観的な職業規律に抵触するわけではないので<sup>162</sup>、基本法12条1項の職業の自由には違反するものではない。さらに、基本法14条1項の所有権の保障は財産そのものに関係するにすぎない公法上の金銭の負担義務という侵害まで保護するものではないので<sup>163</sup>、これにも抵触しない。最後に、特別な自由権と解されている基本法2条1項(使用者の経済活動の自由)にも、当事者に適切な裁量が残されており、責任のある事業主として経済的な自由を享受できる場合には、抵触しないという<sup>164</sup>。したがって、厳格な審査は必要とされず<sup>165</sup>、「恣意の禁止」に反するのか否かが論点になる。

社会法典4編(社会保険)8条1項1号によれば、月額報酬が400ユーロを超えない労働者には被用者保険法の適用が除外される。しかし、年金保険法と疾病保険法は、そうした被用者保険法適用除外労働者の使用者に対して、次のように一定の割合で保険料支払い義務を課している。すなわち、社会法典6編(年金)は、その賃金の12%を保険料として負担しなければならないと規定している(172条3項1文)。社会法典5編(疾病保険)も、これらの使用者に対して賃金の11%を保険料負担しなければならないと規

定している(249b条1文)。400ユーロを超えない低所得労働が被用者保険法適用除外労働とされているのは、これらの労働者は他の方法で(扶養家族によるなど)保障されているので、保護の必要性がない、という考えによるが、これらの被用者保険法の適用除外基準規定を被保険者の基本権から評価することは、次節の課題としたい。ここでは、労務コストを下げるために、被用者保険法の適用される1つのフルタイム雇用を、複数の被用者保険法適用除外雇用に替えることが増加していることから、「社会保険法からの逃亡」を規制する規定が導入されたことを確認しておきたい。十分な保護をうけない労働者が増え、ひいては公的扶助として公益(租税)の負担を招くという問題がドイツでも指摘されてきたわけである<sup>166</sup>。そうしたなかで、被用者保険法適用除外労働者の使用者に課せられる11%又は12%という保険料率は、被用者保険法が適用される労働者を雇用する者の保険率(年金9.75%、疾病保険6.5から7%)と比較すれば高く設定されている。年金の保険料率の12%というのは、それまで所得税法により使用者に課せられた割合が継承された<sup>167</sup>。保険料率が、使用者間で、その雇用する労働者が適用除外なのか、被用者保険法適用者(パートを含む)なのかにより異なる扱いをうけるということである。

まず、使用者には、社会保険の適用される労働者のみを雇用する使用者とそうでない使用者が存在して、これらの2つの使用者グループに社会保険料負担を同じように課すとすれば、前者は人的関係をもたない労働者に対してまで負担を求められ、平等ではないという見解をSodanが主張している<sup>168</sup>。労働関係ないし準労働関係にある者に対する使用者ないし準使用者の保険料負担は、社会保険関係の成立の結果として生じている。しかし、被用者保険法適用除外者の労働者本人と保険者には社会保険関係が成立しない。結果として、労働者は使用者が保険料を負担しても保険給付請求権を取得しないので、社会保険法で必要な保険料と給付の等価性原則が成立しないゆえに、基本法3条1項に違反すると。

これに対して、Roflsは、社会保険法は常に保険料と給付の等価性原則が成立するわけではなく、年金保険法により年金受給権が成立しない場合でも、また65歳以上の高齢者には失業保険の請求権が成立しない場合でも、その使用者は保険料分担をひきうけなければならないのは(3編(雇用促進)346条3項1文、6編(年金)172条3項1文)、労働市場を国家が統制する機能によることを指摘している<sup>169</sup>。すなわち、これらの国家法により、使用者が、保険関係の成立をもって年金法による保護を除外している労働力を、保険の免除によりコストがかからない利益をえることを理由として雇用し、そのことで競争に対して不当な費用及び競争で優位にたつことを回避するべきであると。ただし、Roflsは、労働市場の統制にとっての意義を認めつつも、これは社会保険により担う課題ではないとし、年金保険についてはSodanと同様の結論にいたっている。人的な責任関係のない労働者に対する負担を、社会保険法適用雇用者だけを雇用している使用者と異なる取り扱いをするような立法権限を連邦は有していないとしていると(基本法72条1項12号)。他方で、疾病保険法は、すでに被用者保険法適用に就業している者が副業としておこなうとか、被保険者の被扶養者としてすでに社会保険の保護対象である場合など、何らかの方法で疾病保険法の対象になっている就業者の使用者にしか、このような負担を課さない。Roflsは、それゆえに、使用者負担は被保険者に有利になるように形成されているので、むしろ使用者がそうした労働者の健康保護に要する費用を負担しなければならない規定(5編249b条)を合憲であると評価している<sup>170</sup>。

Boeckenは<sup>171</sup>、社会法典6編(年金)172条3項1文のように年金保険についても使用者が被用者保険法の適用除外労働者を雇用するの可否かを別にして、使用者に保険料負担義務を課

さなければ、保険料義務が成立しない適用除外労働者を雇い入れたいという刺激をなくすことはできないだろうと指摘している。ただし、その方法が、被用者保険法適用除外雇用か適用雇用かにより、一方にのみ12%を課す点で、基本法3条1項に違反することは否定できないとする。

以上から、社会保険では保護されないにもかかわらず保険料負担義務を使用者に負わせる規定は、基本法3条1項に違反するのだろうか。負担の平等原則から、「特別な合理的な正当化」がなければ、すべての者に適用される租税義務を超えた賦課金 (Abgaben) に関与させることは許されるものではない<sup>172</sup>。「特別な正当化事由」といえるのが、一般の市民とは異なり、選択に基づいて成立した契約関係である労使関係ないし準労使関係の存在である。被用者保険法適用除外雇用の場合も、労使関係があるが、年金については、使用者に負担される保険料と給付に合理的な関連がない又は方法が適していないという理由で保険法適用労働の使用者よりも高い保険料率を設定している点では違憲という立場が有力である。[以下とる、これは、使用者に保険料負担を課すことが基本法上の自由の遂行にかかわるものであるもので、連邦憲法裁判所のいう侵害の程度が高い場合であり、したがって、上でみたような比例審査に従うものでなければならない。] Rolfが指摘しているように、年金法が労働市場の公正な競争を目的とすることは否定されるものではないが、手段の適性に欠けるといえる。もっとも、被用者保険法適用除外基準を被保険者の平等取り扱い原則の観点から検討する必要がある (次節)。

ただし、疾病保険法では、年金法とちがって、被用者保険法適用除外労働の使用者に対して一定の保険料を課すことは違憲ではないといえよう。

②2番目の介護保険法への使用者の関与の違憲性について検討しておこう<sup>173</sup>。被保険者の拡大や保険領域として介護保険法 (社会法典11編、1995年) を新たに制定することに関連して、どの程度の責任関係が社会保険料の義務を正当化するのが争点になった。問題は、使用者が雇用者に対して人格的責任をおうことが正当化されるとしても、労働関係とはまったく関係のない社会的リスクを使用者に課すことが許されるのか、という点である<sup>174</sup>。保険料義務を課す対象は合理的な危険関連があるものでなければならないという主張である<sup>175</sup>。社会保険関係は労働関係の「機能的な代替」であるという考え方から、被用者保険法の適用事故の範囲には制約があるのではないか、といった議論である。まず、介護保険に使用者が関与する義務は違憲であるという立場をみることにする。

介護リスクは、労働関係とは特別な関係がなく、むしろそれは要介護状態の市民を援助するという社会の一般的な任務ではないのか、という立場である<sup>176</sup>。つまり、保険料を拠出するには使用者との連帯的關係や特別な責任関係が存在することが前提になっているのに、そうした関係のない場合についてもなぜ社会保険料を拠出しなければならないのか、という疑義である<sup>177</sup>。Friauf<sup>178</sup>は、介護保険法の成立の経緯から、そもそも社会扶助実施主体が介護に関する費用を負担していたにもかかわらず、介護保険法を成立させたことを次のように評価している。すなわち、社会保険が、保険給付と等価関係がない使用者に関与させる義務を負わせ、労働者を被保険者とすることは、使用者にとって介護保険はいわば第三者のための特別な負担であるという。そして、被用者保険法の成立と展開は、労働関係に起因するかまたは労働関係と事柄において近似した、何らかの責任関係が前提になっていると。労災や、疾病保険は、確かに労働者が労務の提供ができないことが労働関係に求められるわけであるが、要介護リスクは労働関係と特別に結びついているわけではないとしている<sup>179</sup>。

さらに、介護保険の保険料義務を使用者に課すことは平等原則 (3条1項) に違反するという立場もある<sup>180</sup>。なぜ、使用者の立場にある私人は他の私人とちがって租税義務を超えた社会的賦課 (Sozialabgabe) を負わなければならないのか、説明ができないという。同様に、

要介護リスクは高齢や障害という一般的な生活のリスクであって、労働関係と結びつかないので、使用者の配慮義務としても理由づけることはほとんどありえないという見解がある<sup>181</sup>。

連邦憲法裁判所で定立された基準を用いると違憲であるとはいえないものの、雇用関係に基づく使用者の配慮義務をもって、労働との関連が小さい要介護というリスクにたいしても使用者の義務が及ぶといえるのかは疑わしいと<sup>182</sup>。というのも、使用者の保険料負担は、個々の労働者との関係から生じるものに限定されていると。病気や労災などと違って危険が生じる可能性も小さく、要介護は労務給付との直接的かかわりが小さいからであると。

これに対して、社会保険システムへの使用者の関与の正当性を主張する立場をみることにしよう。まず、Fuchsは<sup>183</sup>、医療保険を例にあげて、これまで社会保険においても保障される対象が労働関係と結びつくことは前提にされていないこと、要介護状態は病気と区別が比較的困難であることなどから、介護保険を医療保険に近いものとしてとらえ、したがって使用者に保険料義務を課すことも合憲であると評価できるのではないかと指摘している。さらに、社会保険は労働者の社会的リスクに対する使用者の連帯を前提とした長い法的伝統ないし法的思考として説明するしか方法がないのではないかともしう。

Krasney<sup>184</sup>は、これまでも社会保険のリスクが就業関係に起因するのは労災に限定されているのであって、介護保険のリスクが労働と結びついていないことを理由として違憲性を主張する立場には根拠がない、と指摘している。Bieback<sup>185</sup>も同様に、伝統的な社会保険像としての使用者との近さや事故の関連性などはもはや喪失しているという。そうすると、これまでのように労働者に対しても保険料義務を課すのではなく、むしろ労働関係と合理的な関連のない社会的リスクであっても、使用者が自らの被用者に人的責任が社会リスクの負担を正当化する場合には、むしろ使用者だけが引き受けることが許される、と主張している<sup>186</sup>。労使関係にみられる人的な責任関係が必要であるのは、まさに賃金を評価基礎(Bemmesungsgrundlage)として社会保険法の適用対象を設定しているからであると<sup>187</sup>。

Merten<sup>188</sup>は、連邦憲法裁判所の判断に依拠して、確かに使用者に経済的に負担能力があるという理由では社会保険に参加を強制することはできないものの、統合的な労働関係と責任関連がある場合には、伝統的な社会保険像と一致しており、被保険者と保険料負担者の間に合理的に志向された結節点があることが社会保険義務を課す前提になるとしている。

労働関係を媒介として被保険者の範囲を「保護必要性」という基準で画定することは、被保険者の保護を根拠づけてきた。介護保険は、確かに、伝統的な社会保険法とは異なるものの、それでも保険料に関してはなお賃金労働が核におかれている（社会法典11編（介護保険）54条）。とはいえ、介護保険を含めた社会保険法の適用対象の捉え方は、連邦憲法裁判所が「保護の必要性」という基準を明確にすることなく繰り返し用いていること、さらに加えて、社会扶助の負担の回避を強調するにとどまっていることから、しだいに疑義がだされてきている。とくに、学説では、伝統的な連帯共同体の同一性に対する疑義や「保護必要性」基準の無内容さを批判する立場が有力になってきている。次節で検討することにしたい。社会保険の負担にかんして、被保険者と被保険者でない者、家族のいる被保険者とそうでない被保険者などの人的グループの区別が基本法3条1項にてらして合理的なものか否か、労働者保険から市民全体への社会保険に転換が必要なものか否かは、基本法上の自由の制約正当化にかかわる重要な争点になる。「保護の必要性」は、未来に生じうるリスクに自ら備える能力が客観的に存在しない、という立法者の判断が基になっているが、基本法上の被保険者の自由を過度に侵害するものなのだろうか。

生活保護における自立支援プログラムの検討

分担テーマ 効果的な動機付け手法に関する研究

分担研究者 嗟峨嘉子 大阪府立大学

研究要旨

自立支援プログラムの導入は、就労支援を優先した取り組みが行なわれている。就労意欲が高く、就労阻害要因のない人が、対象にリストアップされた。ただし、実施過程において保護受給者の就労意欲の低さが問題とされ始めている。機械的に保護の停廃止を行なうのではなく、どのように動機付けるのかをしっかりと検討することが重要となっている。

A. 研究目的

生活保護を利用することによって、広い意味で「生きる力」を取り戻すことと、就労に向けた動機付けをどう組み合わせるべきかを明らかにすることが研究の目的である。

B. 研究方法

各地の福祉事務所や多様なサービス提供機関へのヒアリング調査をもとに、現状を把握につとめ、その分析を行なった。

他方、ドイツの制度改革の検討、とりわけ社会扶助の役割の変化を検討した。

その際、重層的な支援サービスを必要とするホームレスの自立支援に重点を置いて検討を行った。就労阻害要因の除去と就労意欲の高まりの関連について、検討の重点を置いた。

（倫理面への配慮）

保護受給者などの個人情報についてはその扱いに細心の注意を払った。

C. 研究結果

各地の実態を見ると、就労支援は次の3つの形態で取り組まれている。

①ハローワーク連繋型就労支援：

「生活保護受給者等就労支援事業」に

基づき、全国のハローワークにコーディネーターとナビゲーターが配置された。安定所担当コーディネーターと福祉事務所担当コーディネーターによる「就労支援メニュー選定チーム」が対象者に面接し、メニューを選択、実施している。

②福祉事務所就労支援員型就労支援

100以上の自治体が就労支援相談員を独自に福祉事務所に配置し、就労支援に取り組んできた。

③福祉事務所一般型就労支援

地区担当員（ケースワーカー）が、担う（従来型の就労支援）。

「ハローワーク連繋型」の支援対象者は、「稼働能力を有する者」、「就労意欲がある者」、「就職に当たって阻害要因がない者」、「事業への参加に同意している者」の4つを満たす人、すなわち、すぐに就労できそうな人が選別されている。それによって、支援の内容は、5つあるメニュー（「ハローワークにおける就労支援ナビゲーターによる支援」、「トライアル雇用の活用」、「ハローワークにおける公共職業訓練の受講あっせん」、「生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨」、「一般の職業相

談・紹介の実施)のうち、「一般の職業相談・紹介」の実施がほとんどとなっている。

福祉事務所によっては、プログラムを適用したにもかかわらず、就労という結果が出ていないことを、保護受給者の就労意欲の低さの問題に還元してしまう傾向が出ている。就労支援が保護廃止の手段となりかねない危険性がでている。

保護の廃止に直結させないという点では、就労支援プログラムの中に、就労意欲の低い人に対する「就労意欲形成プログラム」を準備することが重要である。東京都や大阪市などは就労意欲の喚起そのものを課題とするプログラムを導入し始めた。

#### D. 考察およびE. 結論

東京都の就労意欲形成プログラムの支援期間は6か月が基本だが、成果が出るまで2-3年かかる場合があるという前提で実施するとしている。短期間に結果を求めのではなく、時間がかかるのが当然という姿勢に立つことが、安易な保護停・廃止に歯止めをかける上で重要である。

また、大阪市ではカウンセラーなど、第三者の専門援助者がかかわり始めている。専門的な知見をもとに、保護受給者が抱える問題を解決していくことが必要である。

さらに、日常生活支援や地域生活支援の土台の上でこそ、就労意欲が高まるという結果を出している福祉事務所もある。

ただし、就労意欲喚起プログラムが、「お説教」型で、生活保護の補足性原則を強調するような内容だったりする事例も見うけられた。

自立支援プログラムの実施に当たってはノルマを課さない、強制しないという立場を堅持し、動機付けの手法を拡充することが大切である。

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし

2. 学会発表  
なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし

2. 実用新案登録  
なし

生活保護における自立支援プログラムの検討

分担テーマ 指導・指示、ケースワーク、ケースマネジメント  
分担研究者 嶋田佳広 札幌学院大学

研究要旨

最後のセーフティネットである生活保護制度は、相も変わらぬ膨大な漏救、にもかかわらず受給者・保護費の増加、現場の志気・能力低下、財政難、保護への滞留・自立支援システムの未構築等々、数多くの課題を抱えている。とりわけ、保護からの「自立」をどうイメージし、それを具体的に形成していくかが、この時代状況下で焦点となっている。そしてそれはまさにケース処遇のあり方を問うことに他ならない。ただこのことは、単に人的なサービスとしての側面から処遇を問題とすることにとどまらず、給付の仕組みや法の基本的考え方と

A. 研究目的

公的扶助法制における最低生活保障機能と自立助長機能の実態・様相は、近年、大きな変化を見せている。我が国では現行生活保護法下における「自立支援プログラム」の導入がその柱として位置づけられることとなった。他方、ドイツでも大規模な制度改革がおこなわれ、自立をいかに法の中身に組み込むか、という同様の問題意識から、種々の取り組みがはじまっている。本分担においては、こうしたドイツにおける問題の展開との比較とあわせて、日本における問題の所在とその特徴を把握することを目的とした。

B. 研究方法

第一に、国内のヒアリング調査に参加し、意見交換と情報収集を図った。厚生労働省、東京都、新宿区、北九州市などを対象とした。保護の現場における実際の「ケースワーク」とは、いったい何でありどう理解されているのか、という状況を掴むことを目指した。

第二に、比較研究対象であるドイツの各種情報収集にも取り組んだ。具体的には、制度の移行経過・移行状況を把握するため、改革渦中のドイツを訪れ、行政機関や研究

者らへの聞き取りおよび資料の提供を受け、我が国と比較すべき・比較しうるポイントの抽出を図った。その際、1次資料として、法案提出段階からの立法関連資料、議会議事録、専門文献、2次資料として、日本国内におけるハルツ改革の紹介文献の検索・入手を図り、総合的に検討の対象とした。

第三に、上記作業との関連で、ドイツの新制度につき、法文の訳出と、ドイツにおける問題の展開・議論状況の整理を図った。（倫理面への配慮）

倫理面への配慮にも十全を期した。

C. 研究結果

我が国の生活保護制度において、「ケースワーク」という機能の不在・不全が指摘されることは珍しいことではない。昨今のような経済情勢下にあっては、保護率の増加と、それにつれた職員の業務量の激増は必至であり、聞き取り調査においてもこうした傾向が確かめられた。ただ、「増えるから増やす」のか「増えるから減らすのか」は自治体によって考え方にばらつきがあり、減らす・抑制するとしても、法が本来有するはずの自立助長機能を活用することで“積極的に”取り組みをおこなうという、現代的な意味で重視されるべき施策に対す

る基本的認識について、必ずしも十分な広がりがあるようには思われなかった。

ドイツの制度改革には、給付対象者をその者の労働・就労可能性という側面から切り分けるという特徴がある。この点は、もとななる法律にとどまらず、給付水準、給付内容、担当行政機関、財源措置など、制度のあらゆる側面にその影響を及ぼしており、原則として単一の立法に拠っていた旧制度との隔絶を感じさせるものといえた。なかでもケースワークとの関連で、「一つの手から」という標語に見られるように、社会保障行政と労働行政という垣根を越えて、統一的な視点から丁寧に援助をおこなえるよう、法律上様々な工夫がこらされており、とくにその活用の方法として、「モデル自治体」を選定し、就労の斡旋から日常の金銭給付まで幅広い業務を一括して執り行う権限と責任を与えていることが注目される。

我が国でも、「自立支援プログラム」というかたちで福祉と労働の両行政の連携が試みられるようになってきているが、その先行ケースとしても、ドイツの取り組みの何がうまくいき、何につまづいているのかを分析検討する意味は大きいと思われる。

#### D. 考察

我が国でも、生活保護を金銭給付に特化すべきという、ケースワーク分離論が、一方で主張されるようになってきている。考え方の当否は別として、ケースワークという行為の持つ意味や果たすべき役割、金銭給付との関係など、興味深い議論の素材を提供してくれていることは疑いない。他方で、現実の制度では、なおも両者は同じ法律の中で規定されている。ドイツしかり日本しかりである。

この点を念頭に置いたとして、次に、今後保護が増えていかざるを得ないものだとすると、「有限な」社会資源を、ボリュームが拡大する保護のどこに投下していくべきか、という選択の問題が生じないか。換言すれば、ケースワーク中心に制度を組み直し、そのぶん金銭給付は簡素化する、とい

った考え方もありうるということである。

その意味で、ドイツでここ近年進んでいる給付の定型化には、深い意味が隠されているように思える。すなわち、事前に一定の給付枠を確保することで、一方で用途の自由性を高めて保護受給者のイニシアチブを増し、他方できめ細かいニーズ調査・要否判定を棚上げして業務負担を軽減する、その結果として、指導指示などのサービスにケースワークの重点がおかれる、といった具合である。もちろん、給付額の設定いかんでは、逆に紛争を呼ぶことも考えられるが、いずれにしても、マニュアル化した精気のない保護現場を多く抱える我が国にも、ケースワーク再重点化のためのいっぷう新たな視点として、示唆を与えているのではないか。

#### E. 結論

ケースワークに代表される人的サービスに、具体的にどう取り組むかということ、就労促進という視点から労働行政との協働を通じてケースワークを強化するのが、一つの流れといえそうである。他方で、一見迂遠に思えるが、金銭給付システムの改革がケースワークの質と量にも大きな影響を与えることがある。保護の再生に向けた胎動をしっかりと捉えた議論が、ますます重要となってきた。

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

「ドイツ社会法典第2編・第12編にみる2005年公的扶助法改革」『賃金と社会保障』1406号、2005年11月(9~20頁)「ドイツ社会法典第2編・第12編にみる2005年公的扶助法改革」『賃金と社会保障』1406号、2005年11月(9~20頁)

##### 2. 学会発表 なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

##### 1. 特許取得 なし

##### 2. 実用新案登録 なし



社会法典第2編・第12編の解説 — 2005年ドイツ公的扶助法改革から  
嶋田佳広

(『賃金と社会保障』1406号 P.9～20、2005年)

はじめに

1961年公布、1962年施行の連邦社会扶助法<sup>ii</sup>(Bundessozialhilfegesetz, BSHG)<sup>iii</sup>を中心に展開してきたドイツの公的扶助(öffentliche Fürsorge)法制は、第2次シュレーダー政権(社会民主党(SPD)と緑の党(Bündnis 90/Die Grünen)の連立)のもとで、大きな変革を経験することとなった。

後に確認するように、同政権の構造改革プログラムであるアジェンダ2010(Agenda 2010)実現の柱としての、一連の“ハルトツ改革(Hartz-Reform)”により、連邦社会扶助法(以下、旧法)は、社会法典(Sozialgesetzbuch, SGB)第3編(SGB III)「雇用促進」<sup>iv</sup>に規定されていた失業扶助と統合・再編され、新たに、社会法典第2編(SGB II)「求職者に対する基礎保障」<sup>v</sup>および社会法典第12編(SGB XII)「社会扶助」<sup>vi</sup>として生まれ変わる事となった(以下、旧法との対比を意識して、両編を総称して新法というときがある)。

この、戦後2度目の公的扶助改革(1度目は、戦前以来の諸法制<sup>vii</sup>を連邦社会扶助法に改めたときである)は、単なる公的扶助分野のリニューアルにとどまらず、労働政策の一翼を担っていた失業扶助を、いったん廃止するかたちで公的扶助と抱き合わせて再構築するという点で、その背景や意義において非常に興味深いものがあり、また、我が国の雇用保障政策や生活保護制度およびその改革論議との対比においても、注目すべき事柄といえる。

## 1 改革の概要

『アジェンダ2010』とは、ゲアハルト・シュレーダー首相(SPD)の進める構造改革プログラムであり、同政権の金看板である。そしてその大きな柱が、ハルトツ委員会最終答申<sup>viii</sup>の法制化である。これは、2期目をねらう同政権が2002年総選挙時に掲げた「3年間で失業者400万人を半減する」という公約実現の具体的内容をなすものであって、そのハルトツ答申は、全体で13項目にわたる、かなり踏み込んだものとなっている。例えば、自営業補助や公営人材派遣会社設立を通じた起業・再就職支援態勢の強化、職安にあたる連邦雇用庁およびその出先機関の機構改革、若年者や高齢者に特化した求職システムの整備などが提唱されている。

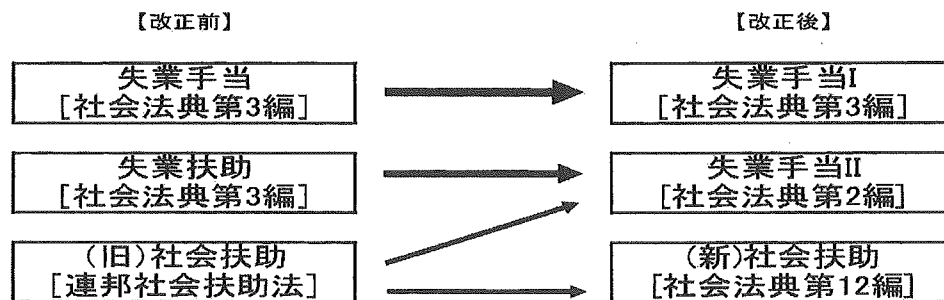
そして、答申のもう一つの内容が、「失業扶助と社会扶助の統合(Zusammenführung der Arbeitslosen- und Sozialhilfe)」である。

従来、失業者に対する社会保障システムは、雇用保険財政による失業手当(Arbeitslosengeld)(社会法典第3編に規定、連邦雇用庁管轄)、租税財源による失業扶助(Arbeitslosenhilfe)(同じく社会法典第3編に規定、連邦雇用庁管轄)、そして最後に、租税財源による社会扶助(Sozialhilfe)(連邦社会扶助法に規定、自治体管轄)の三つからなっていた。

このうち、とりわけ後二者をめぐっては、失業者に対する効果的・機能的な就労支援という点から、国の労働行政と自治体との連携の重要性が指摘されていたが<sup>ix</sup>、ハルトツ答申では、これら二つの租税給付システムの併存が効率的な就労支援を阻害している、との立場から、就労可能な者に対する生活保障のための給付と、就労不可能な者に対する給付、というように、就労可能性に着目した区分をおこない、とりわけ就労可能な受給者が単一の機関から様々な援助が統一的に受けられるよう制度を再構築することが提案されたのである。

この提案が、実際には、前者の給付を「失業手当 II (Arbeitslosengeld II)」<sup>x</sup>、後者の給付を「社会扶助(Sozialhilfe)」<sup>xi</sup>として、それぞれ社会法典に第2編・第12編を新設・編入してそ

ここで規定する、というかたちで立法化されたのが、今改革の概要である（次表参照）。



この再編の影響は、典型的には、これまで失業扶助と社会扶助を併給していた受給者や、就労可能ながら社会扶助を受けていた者に現れる。すなわちこれらの者は、今後は一本化された制度（つまり第2編）の適用のみを受けるようになり、全体としては、旧社会扶助から失業手当IIに受給者が大量に移行することになる。その影響で、統合によって社会扶助自体が消滅するわけではないものの、多くがそこから「抜ける」ことから、新社会扶助の適用範囲は大幅に縮小することになるのである。

こうした点からすると、今次の改革は、最低生活保障システムの再編という意味でも、社会保障体系への影響はきわめて大きいものがあるが、またそれ以上に、ハルツ改革の一翼という経緯に鑑みれば、雇用政策的観点・労働行政との関連が非常に濃厚といえる。とくに第2編は、失業者対策という「使命」を強く帯びており、この点が解釈にも影響を及ぼすこととなるであろう。

## 2 新法の内容

ここで、新法の重要なポイントを、新法相互および旧法との対比をおこないつつ、整理することとする。

### 2-1 依拠する原理

第2編は冒頭第1章の章題を「支援と要請(Fördern und Fordern)」とする。このうち「要請」の中身は同第2条に端的に示されているが、全体として、要保護者の就労受け入れ義務やその義務の履践に対する要求が強調され、一方で、期待可能な就労を拒否する者に対しては何段階かの制裁が予定されており（第2編第31条）、いわゆるワークフェアとの関連が指摘される。こうした「給付—反対給付(Leistung und Gegenleistung)」の原則は、困窮に陥った原因を問わずに扶助をおこなう<sup>xii</sup>という近代公的扶助とは異質な面を有するといえる。また「支援」の内容に、一種の契約モデルが導入されている（第2編第15条）のも、これと脈を通ずるところがあろう。

第12編は「人間の尊厳原理」（第12編第1条）、「個別化原理」（第12編第9条）を保持し、こうした点とは一応距離を置いているが、一方で、「活性化(Aktivierung）」（第12編第11条・第12条）など旧法になかった用語が見える点は、その新しい性格をも表している。

### 2-2 両編相互の関係

第2編と第12編は、それぞれ請求権排除条項を用意しており（第2編第5条、第12編第22条）、相互に排他的である<sup>xiii</sup>。これは生成史からすればある意味自明のことだが、旧法の構造から見れば、「最後の受け皿(Auffangnetz)」自体が複数化したことは、非常に大きな変化である。

その際、どちらの給付を受けるかについて、法律上、要保護者が間隙に陥らないように組み立てられているが（第2編管轄主体による暫定給付、第2編第44a条）、給付主体間に管轄についての意見相違が生じた場合、仲裁のために設置される共同調整機関（第2編第45条）が、実際にどのように機能するかは、迅速な給付や円滑な行政という観点からも注目に値するところである。

また、ドイツの公的扶助において、一定の人的集団（庇護申請者、職業教育訓練給付受給者）を、それぞれ別立ての給付が用意されていることを理由に、適用対象から除外することは珍しくなかったが、いわば本体となる法律を分けてまで、適用集団を大規模に整理するというのは、相当のインパクトがあるように思われる。一方で、別法であった「老齢期および稼得能力減少時における需要に即した基礎保障に関する法律<sup>xiv</sup>」が第12編に統合される（第12編第4章）など、対照的な動きも存在する<sup>xv</sup>。

### 2-3 給付の主体・管轄

新法のうち、第2編の給付をどこが担うかは、最も大きく争われたところであった。

例えばヘッセン州は、自治体が一括して給付をおこなうべきであるとの立場から、従前より失業扶助・社会扶助改革に熱心に取り組んできたが<sup>xvi</sup>、しかし政府与党がはじめに提出した第2編の法案は、連邦の機関である連邦雇用エージェンシー(Bundesagentur für Arbeit)<sup>xvii</sup>を給付主体とするものであった。しかし野党系が多数を占める連邦参議院で反対に遭い、両院協議会で法案の修正が議論され、その結果、給付ごとに連邦雇用エージェンシー（実施機関となるのは、連邦雇用エージェンシーの出先機関である、各労働エージェンシー(Agentur für Arbeit)<sup>xviii</sup>と、自治体（郡および郡に属しない市）とで管轄を分けるという、複雑な関係になったのである（第2編第6条）。

なお第12編の管轄は、旧法の枠組みを踏襲している（第12編第97条以下）。

こうして2003年末に第2編と第12編がほぼ同時に立法化されたが、なおも管轄問題では火種が残り、結局、2005年1月1日の施行を前にして、第2編の管轄にさらに手加えられた（いわゆるオプション法）。すなわち、自治体に給付の一元的管轄権を与えることで、ヘッセン州に代表される野党側の意向を部分的にはあるが実現させたのである（第2編第6a条以下）。このオプションが適用される自治体は、全国で69までとされ、主に西部や旧東独の自治体、なかでも郡(Kreis)が、積極的にこのオプションを実施している。こうした取り組みが、第2編の目的実現にとってより効果的か否か、今後の推移を待たなくてはならない。

なお、以上のオプションを利用しない場合、労働エージェンシー側と自治体側の共同の機関として、協同組織(Arbeitsgemeinschaft)をジョブセンターに設置することとされている（第2編第44b条）。

管轄する主体	基本の形態		オプション (全国で69まで)
	労働エージェンシー	自治体	自治体単独
管轄する給付	右記以外のすべての給付	①相談・助言 ②住居費・暖房費 ③一時給付	すべての給付
備考	両実施機関で協同組織を設置する。法律上、協同組織は労働行政側に設けられ、自治体は自らの任務を協同組織に委託するものとされる。		労働エージェンシーの管轄は排除される。その結果、第2編と第12編とで管轄主体が一致することになる。

## 2-4 給付の内容・構造

まずサービス給付についていうと、とりわけ第2編が、就労支援のための諸措置を積極的に推進している(第2編第14条以下)。第2編の枠組みでは、こうした就労への努力をしてもなお生計を維持できない場合に、生活の保障を目的とした金銭給付がおこなわれることになる。

次に金銭給付では、第2編、第12編とも、基本的には旧法の枠組みを採用している。つまり、定額の基準給付に、加算措置や、住居費・暖房費・一時給付などの実費給付を加えて全体の最低生活費を構成するという方式である。この金銭給付が、第2編では「失業手当II」(なお同居の家族は、その者が稼得可能であれば同じく失業手当IIを、稼得不能であれば「社会手当(Sozialgeld)」という名前の給付を受ける)、第12編では「生計扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt)」(対象者によっては「基礎保障(Grundsicherung)」)である。

この点では、第2編の失業手当IIに、旧失業扶助の賃金代替的性格が引き継がれていないことが注目される。

ちなみにこれらの給付額は、第2編と第12編とで統一されており、旧西独地域で月345ユーロ、旧東独地域で月331ユーロ(いずれも単身者/世帯主基準、2005年1月1日時点)である(第2編第20条、第12編付属法令<sup>xix</sup>)。この額は、旧法時代(2004年12月31日まで)と比べると、2割ほど増額されている。

一方で、旧法の枠組みに従っているとはいえ、微妙な変容も見せている。例えば、職業紹介、助言、援助などのサービス給付が以前にも増して重視され(第2編第4条、第12編第11条)、一方で金銭給付では貸し付けの比重が高まった(第2編第23条、第12編第37条)。より重要なのは、実費給付の範囲縮小ないし定型化(Pauschalierung)が進んでいることである(第2編第23条、第27条、第12編第29条、第31条など)。この給付の定型化は、最低生活保障としての法の性格に重大な変化を与える可能性があり、今後の展開に注目したい。

## 2-5 就労支援と制裁措置

「支援と要請」が、稼得可能者を対象とした第2編でどのように展開するかという点、まず第2編は、要扶助者にその労働力の活用を一般的に義務づけることから始まる(第2編第2条)。さらに具体的に、一定の場合を除いてあらゆる労働が要扶助者に期待可能だとし(第2編第10条)、その実現のために、労働エージェントと要扶助者との間で、給付の内容が必要な助言・サービスに関する統合協定を締結し(第2編第15条)、それに基づく各種の統合給付の提供(第2編第16条以下)<sup>\*\*</sup>を予定している。

こうすることで、単に一方的な就労指導に陥ることなく、権利義務の明確化や合理的な目標設定を通じた、様々な課題へのアプローチが目指されることとなる。

こうした要請に要扶助者が応えて、実際に就労すれば、手当の加算や就労控除などのプレミア(第2編第29条・第30条)が、反対に応えない場合は、給付減額や停廃止などの制裁措置(第2編第31条)が適用される。旧法も、就労扶助(Hilfe zur Arbeit)や給付カット条項を通じて同様の効果をねらっていたが、第2編ではカット率の拡大などに特徴があり、またカット中の第12編による補充給付が排除される(つまり、第2編と第12編の併給が基本的に許されない)など、第2編は自らの枠内で問題を解決しようという傾向が強い。

## 2-6 いわゆる世帯の問題

ドイツの公的扶助は個人単位であるとされてきたが、実際の要否判定では、実施機関にもよるが、日本でいう世帯単位に近い取り扱いがあったと思われる。ただ、そこでの世帯員の範囲が、旧法以来かなり限定されており、具体的には、要扶助者本人の他は、その同居する配偶者および未婚の未成年子だけがそれに該当していた(いわゆる需要共同体

(Bedarfsgemeinschaft)<sup>xxi</sup>)。新法も同様である (第 2 編第 7 条、第 12 編第 19 条)。

一方、需要共同体の範囲外の親族と居住・生計を一にしている場合の取り扱いはどうかという点、旧法は、「家計共同体(Haushaltsgemeinschaft)」という概念を用いて、それらの者が収入や資産を有していて、そこから自らの生計が成り立つ場合に、その生計維持に直接は必要ない程度の収入・資産の一部を、需要共同体側に移転があったものとして処理する仕組みを採用していた。

新法はこの枠組みを基本的に維持したが、しかしこの家計共同体の範囲については、旧法と同じく親族と姻族に限るか (第 2 編第 9 条)、知人や他人も含めて一切を含めるのか (第 12 編第 36 条) で、違いを見せている。ただしいずれも相互の需要充足が「推定」されるだけであるから、反証が可能である (ただし第 2 編には直接の反証規定がない)。

この点は「扶養」とも大きく関係するところであるが、居住と生計が同一であれば基本的に同一世帯と見なして要否判定をおこなう我が国と比較すれば、こうした考え方は一つの参考にならう (次表参照)。

	日本	ドイツ	
保護・扶助の単位	世帯	個人	
		需要共同体	家計共同体
含まれる人的範囲	原則として、同一居住・同一生計者全て (親族関係は問わない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人</li> <li>・ 同居する夫婦および生活パートナー</li> <li>・ 同居する、婚姻していない未成熟子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族および姻族 (第 2 編)</li> <li>・ 同一居住者 (第 12 編)</li> </ul>
要否判定	世帯全体で合算	個別 (原則)	基本的に関係しない。同一生計にあり、生活費の移転があるものと推定される (反証可能)。

## 2-7 収入と資産の活用

収入認定や資産活用は公的扶助法の本質的特徴の一つであるが、ドイツでは旧法以来、全ての収入と資産は活用しなければならないとの原則を維持しながら、他方で、認定除外や活用に馴染まない資産の内容を法定することで、その範囲の限定をはかってきた。

この点で新法両編を比較すると、第 2 編では、保有が許される資産の中に、自動車が明記されているのが注目される (第 2 編第 12 条)。これは、稼得活動の遂行を強く要求する同編の立場によるところが大きいが、その他にも第 2 編は、収入や資産から除外される範囲を、確定額として法律上より明確にしている点で、一つには行政コストの削減、もう一つには受給者から見た法的安定性に、それぞれ資するところがある。

## 2-8 他法他施策

ここでは大きく二点が指摘される。

まず社会保険について、第 2 編自体は、失業手当 II の受給者で保険加入義務が免除されている者に対する保険料補助を定めるのみだが (第 2 編第 26 条)、むしろ原則として、失業手当 II の受給者は、年金保険 (第 6 編第 3 条)・疾病保険 (第 5 編第 5 条)・介護保険 (第 11 編第 20 条) の被保険者となり、その保険料は連邦が負担することとされた。反対に第 12 編においては受給者に社会保険加入義務は生ぜず、保険料負担は個別の要件下でおこなわれるにとどま

る（第 12 編第 32 条・第 33 条）。

次に社会手当では、一方で、児童手当や児童加算を児童自身の収入として取り扱うことが法律上明確化された（第 2 編第 11 条、第 12 編第 82 条）。他方で、住宅手当には大きな改正があった。すなわち、失業手当 II・社会手当の受給者、社会扶助・基礎保障の受給者は、いずれも住宅手当の支給対象から除外されたのである。その主な理由は、従前の失業扶助から第 2 編の失業手当 II に移行する段階で、事実上給付の水準が下がるため、そのままでは住宅手当の受給者・受給額が増え、従って行政コストが飛躍的に増大するから、ということであった。従って今後は、各給付受給者の住居費は、第 2 編または第 12 編がその全体をまかなうこととなる。ある意味で、租税給付の整理・合理化ともいえよう。

おわりに ー 施行後の展開 ー

最後に、予想される今後の展開について簡単に述べておく。そこでは、政治動向と失業動向が非常に大きなファクターになる。

前者でいうと、2005 年 6 月 21 日に連邦議会が解散され、2005 年 9 月 18 日に総選挙が 1 年前倒しでおこなわれた。キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)が、社会民主党(SPD)を僅差で押さえて、第 1 党の座を確保したが、小政党との連立協議が難航し、結局、二大政党による大連立(große Koalition)が成立した。その結果、7 年に及ぶシュレーダー政権はその幕を閉じ、代わって、同盟側からメルケル女史が首班指名を受けることとなった。

しかしこの政変劇は、必ずしもアジェンダ改革の終演を意味しない。なぜなら、この大連立下で閣僚は両陣営が折半する形をとり、かつ、社民党実力者のミュンテフェリンク前党首が副首相兼連邦経済労働相として入閣する見込みとなるなど、改革関連の要職を社民党が抑えている構図が存在するからである。その意味で、労働市場・社会保障改革の行方は、まさに政権運営の行方と軌を一にする構造となったといえよう。

他方、一向に好転しない失業問題は、左右を問わず頭の痛い問題である。失業者は今や 500 万人に達するが、これは、解決に対する世間の期待をますます高めている。しかし抜本策が事実上存在しないことも事実であり、社会全体でフラストレーションがたまる結果にもなっている。大連立政権の命運も、失業との闘いにかかっているとって過言ではない。

ドイツもグローバル化の波に洗われ、構造改革とそれによる競争力の維持・回復はもはや至上命題であり、その過程で、労働法の規制緩和や社会保障の抑制がまさに喫緊の課題として位置づけられ、実際、アジェンダのような改革が進行している。政権を批判する側も、そうした課題に取り組むこと自体を批判しているのではなく、自分ならもっと上手くやる、と主張しているわけで、そういう意味では、左右に政策の濃淡の違いはあっても、もっと先へ進んで、社会国家の放棄が公然と語られるまでには至っていないのは、ドイツらしさがまだ残っていると評することができようか。

いずれにしても、なかなか妙案が見いだせない中で、一つの回答としての第 2 編・第 12 編が、その期待された新しい役割を堅実に果たし、かつ、古くから抱える任務を成し遂げられるか、ますます注目が集まるであろう。

<sup>i</sup> 参照、布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯』（御茶の水書房、2002 年）

<sup>ii</sup> 小川政亮「ドイツ連邦共和国 連邦社会扶助法（改定仮訳）」総合社会福祉研究第 15 号（1999 年）105 頁以下に当時の法文の全訳が掲載されている。

<sup>iii</sup> Vom 30. Juni 1961 (BGBl. I S. 815)

<sup>iv</sup> Sozialgesetzbuch (SGB) Drittes Buch (III) - Arbeitsförderung - vom 24. März 1997 (BGBl. I S. 594), zuletzt geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 6. September 2005 (BGBl. I S.

2725)

<sup>v</sup> Sozialgesetzbuch (SGB) Zweites Buch (II) - Grundsicherung für Arbeitsuchende - vom 24. Dezember 2003 (BGBl. I S. 2954), zuletzt geändert durch das Gesetz vom 22. September 2005 (BGBl. I S. 2809)

<sup>vi</sup> Sozialgesetzbuch (SGB) Zwölftes Buch (XII) - Sozialhilfe - vom 27. Dezember 2003 (BGBl. I S. 3022), zuletzt geändert durch das Gesetz vom 22. September 2005 (BGBl. I S. 2809)

<sup>vii</sup> ワイマール期の、扶助義務令(Verordnung über die Fürsorgepflicht (RFV) vom 13. Februar 1924 (Reichsgesetzbl. I S. 100))・公的保護の要件、種類、程度に関する帝国諸原則(Reichsgrundsätze über Voraussetzung, Art und Maß der öffentlichen Fürsorge (RGr) vom 4. Dezember 1924 (Reichsgesetzbl. I S. 765))等を基礎とする。

<sup>viii</sup> 全文は、ドイツ連邦経済労働省の以下のサイトで手に入る：

<http://www.bmwa.bund.de/Navigation/Service/bestellservice,did=12168.html>

<sup>ix</sup> 例えば、職安と自治体の協働を促進しようと「モーツアルト(MoZarT)・プロジェクト」が2000年から実施された。その他、いわゆる「一つの手から(aus einer Hand)」コンセプトに基づく、種々の取り組みがある。

<sup>x</sup> 旧来のまま存続する失業手当は、新設の失業手当 II と区別するため、法律上の名称ではないものの、一般に「失業手当 I (Arbeitslosengeld I)」と呼ばれるようになった。

<sup>xi</sup> 名称は従来のもを引き継いでいるが、改革前後で、とりわけその守備範囲に大きな違いあり、「新社会扶助」として従来のも社会扶助と区別して議論されることもある。

<sup>xii</sup> ドイツでは、いわゆる需要充足原理(Bedarfsdeckungsprinzip)の一側面として理解されている。

<sup>xiii</sup> ただし、第 2 編から見て排除されるのは第 12 編第 3 章(生計扶助)のみであり、第 2 編の給付受給者が第 12 編第 5 章から第 9 章(旧法にいう特別扶助にあたるが、新法では給付内容が若干整理され、かつ、概念としては用いられなくなった)を受けることはなお可能である。

<sup>xiv</sup> Vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1310/1335)

<sup>xv</sup> またこの基礎保障給付は、第 2 編の社会手当に優先して支給される。その意味でも両編の関係には独特のものがある。

<sup>xvi</sup> ローランド・コッホ州首相(CDU)のもと、1990年代より"OFFENSIV-Gesetz"などの提案をおこなっている。

<sup>xvii</sup> 旧連邦雇用庁(Bundesanstalt für Arbeit)

<sup>xviii</sup> 旧労働事務所(Arbeitsamt)

<sup>xix</sup> 社会法典第 12 編第 28 条施行令(Verordnung zur Durchführung des § 28 des Zwölften Buches Sozialgesetzbuch (Regelsatzverordnung - RSV) vom 3. Juni 2004 (BGBl. I S. 1067))

<sup>xx</sup> 統合給付の基本的内容は、主として第 3 編に定める諸措置を利用するものである。また仕事を見つけることにできない要扶助者に対しては、就労機会の創設が謳われている。

<sup>xxi</sup> 学術上は、投入共同体(Einsatzgemeinschaft)という表現が好まれる。「需要」共同体では、構成員全体が困窮しているイメージだが、正確には個々人が請求権の主体であり、あくまで、収入や資産のある構成員がそれを活用・投入する(einsetzen)場面でのみ、計算上繰り入れられるに過ぎないからである。例えば、67歳の夫(月の需要が600、年金収入900)と61歳の妻(月の需要が500、無収入)の二人世帯が扶助を請求した場合を考える。この例では、夫は自身の需要600を年金収入900で満たせるので、夫は要扶助者にならない。反対に妻は無収入なので本来は500の扶助が必要だが、夫には自らの需要を満たしてなお年金収入に300の余裕があるので、その余剰分が妻自身の需要を減ずるものとして投入される扱いになり(500・300)、この200を、妻が個人の資格で受給することになる。すなわち夫は、自らは困窮していないので社会扶助法上の「需要」は存せず、しかし収入の妻への「投入」を求められる立場にある、ということになる。他方、新法の第2編では需要共同体が法律上の概念として導入されたので、こうした学術上の議論に影響を与える可能性がある。

(資料) 生活保護関連争訟リスト

1 生活保護裁判

①97.8.8	林訴訟控訴審判決
01.2.13	同上告審判決
②98.4.30	岩田訴訟上告審判決
③98.5.26	増永訴訟一審判決(確定)
④98.9.29	大阪ホームヘルパー派遣訴訟一審判決
01.6.21	同控訴審判決(確定)
⑤98.10.9	中島訴訟控訴審判決
04.3.16	同上告審判決
⑥02.3.22	佐藤訴訟一審判決
03.10.23	同控訴審判決(確定)
⑦99.6.11	高訴訟一審判決
00.9.11	同控訴審判決
03.7.17	同上告審判決
⑧04.11.25	法78条敷金不当返還請求事件一審判決(北川事件・札幌市)
05.7.29	同控訴審判決(確定)
⑨01.3.29	生活保護申請権裁判(岸訴訟)一審判決
01.10.19	同控訴審判決
02.6.13	同上告審判決
⑩01.9.25	宋訴訟上告審判決
⑪01.9.26	中貝訴訟一審判決
⑫05.4.28	山科区保護廃止事件一審判決(確定)
⑬04.9.2	生活保護ケース記録開示請求一審判決
05.6.16	〃 控訴審判決、上告
⑭02.12.24	大阪・障害者加算漏れ裁判
⑮05.10.20	障害年金収入認定・63条事件一審判決(野田事件)
⑯04.5.19	他人介護費入院中不支給事件提訴(05.10月原処分取消)
⑰03.4.23	(刑事) 女兒衰弱死事件・一審判決
04.1.28	(刑事) 同控訴審判決(執行猶予付き)
⑱05.3.23	保護辞退無効訴訟一審判決(広島)、控訴
⑲04.2.26	一時出国中保護費不支給事件一審判決、被告控訴
⑳05.1.26	指導指示廃止事件提訴(北九州)



## 2 生活保護審査請求

①98.7.17	広島県知事裁決(福山市・指示違反廃止と弁明の機会、理由附記)
②99.2.17	大阪府知事裁決(野宿者・軽快退院後即保護廃止)
③99.7.12	石川県知事裁決(63条返還・年金)
④99.8.20	秋田県知事裁決(幼稚園就園奨励費の収入認定)
⑤00.4.11	大阪府知事裁決(交通事故慰謝料と63条返還Ⅰ)再審査請求中
⑥00.7.5	北海道知事裁決(医療扶助の遡及決定)
⑦00.8.18	同上 (通院移送費の遡及支給)
⑧00.11.13	愛知県知事裁決(野宿者・退院即廃止)
⑨00.11.30	厚生大臣裁決(サリン事件・63条返還・年金)
⑩01.3.12	京都府知事裁決(園部・63条返還・年金)
⑪01.4.18	岡山県知事裁決(要否判定時の収入認定の誤り、自動車保有理由の却下)
⑫01.5.11	愛知県知事裁決(野宿者・就職内定と稼働能力)
⑬01.8.7	大阪府知事裁決(家具什器費・冷蔵庫)
⑭01.10.16	静岡県知事裁決(就労指示違反廃止・浜松市)
⑮02.1.11	兵庫県知事裁決(実施機関の錯誤による2類計上)
⑯02.1.29	新潟県知事裁決(保護申請不受理について)再審査請求するも請求人逝去
⑰02.2.20	秋田県知事裁決(就労指導指示違反廃止)
⑱02.2.26	大阪府知事裁決(交通事故慰謝料と63条返還第Ⅱ)再審査請求中
⑲02.5.21	大阪市長決定(ケース記録開示)
⑳02.10.31	愛知県知事裁決(自立支援施設入所と最低生活保障)

### Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

#### 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
布川日佐史	ドイツにおける最低生活保障制度とその改革動向	栃本一三郎・連合総研	『積極的な最低生活保障の確立－国際比較と展望－』	第一法規	東京	2006年3月 (刊行予定)	
瀧澤仁唱	「社会保障原則と利用者負担」	障害者生活支援システム研究会	『障害者自立支援法と応益負担』	かもがわ出版	京都	2005年	51-74
武田公子	ドイツにおけるNPM改革－新制御モデルの成果と限界－	岡田章宏・自治体問題研究所編	『NPMの検証——日本とヨーロッパ』	自治体研究社	東京	2005年	197-227
上田・上畑・木下・嵯峨・嶋田・庄谷・瀧澤・武田・布川・前田		ドイツ社会法典研究会	『社会法典第2編(求職者に対する基礎保障)・第12編(社会扶助)』	厚生労働科学研究費補助金『平成17年度中間報告書』	静岡	2005年	全110

#### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
布川日佐史	生活保護制度の見直しと「自立支援プログラム」の導入	『Shelter-less』	第27号	50-59	2005年
布川日佐史	生活保護制度の在り方に関する専門委員会の検討内容	『司法書士』	第405号	10-17	2005年
布川日佐史	生活保護基準の改善に向けて — 老齢加算廃止への批判	『医療・福祉研究』	第15号	31-36	2005年
布川日佐史	自治体間格差と自立のための生活保護改革	『都市問題』	Vol.96 No.10	9-13	2005年
布川日佐史	就労可能な生活困窮者と生活保護制度	『社会福祉研究』	第94号	39-45	2005年
布川日佐史	ワーキング・プアと最低生活費(貧困)基準	『ポリティーク』	第10号	82-98	2005年

布川日佐史	貧困にどう立ち向かうか	『生活経済政策』	第 103 号	9-14	2005 年
木下秀雄	ドイツの最低生活保障と失業保障の新たな仕組みについて	『賃金と社会保障』	第 1408 号	4-16	2005 年
瀧澤仁唱	障害者法制における自立概念	『桃山法学』	第 7 号	3-36	2006 年
武田公子	ハルツ IV 法によるドイツ社会扶助改革と政府間財政関係の進展	『金沢大学経済学部論集』	第 26 巻第 2 号		2006 年 3 月 (刊行予定)
武田公子	ドイツ社会扶助改革と自治体財政	『賃金と社会保障』	第 1406 号	21-30	2005 年
前田雅子	社会保障における行政手続の現状と課題	『ジュリスト』	第 1304 号	18-24	2006 年
上田真理	被用者保険法適用対象に対する国家規制 (1)	『福島大学行政社会論集』	第 18 巻 2 号	1-25	2005 年
上田真理	同上 (2) 未完	『同上』	第 18 巻 4 号	1-53	2006 年
嶋田佳広	ドイツ社会法典第 2 編・第 12 編にみる 2005 年公的扶助法改革	『賃金と社会保障』	第 1406 号	9-20	2005 年

## IV. 資料

### 1. 国内ヒアリング調査